

保安林指定決定通知のあて先人不明について（公告）

森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を保安林の属する佐渡市役所に掲示する。

令和4年11月15日

新潟県知事 花角 英世

1 所在の不明な者の氏名

家内 トラ

后藤 三太郎

2 通知の内容

- (1) 令和4年11月15日付け県告示第1147号により保安林に指定したので、第33条第6項において準用する同法第33条第3項の規定により通知する。
- (2) 保安林の所在場所及び指定の目的、指定施業要件については、令和4年11月15日付け県告示第1147号による。